Ⅰ　令和4年度就学援助制度の実施について

1．就学援助制度の周知方法

都道府県	市町村名	（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）										（2）（1）のコの内容	（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるものの1つに○）					（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるものの全てに○）							（6）（5）のキの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）					
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他（内容を（2）に記入してください）		ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受付け	イ．随時申請を受付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や設定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他（内容を（4）に記入してください。）		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．その他（内容を（6）に記入してください。）		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間給援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他
23	23	16	15	10	1	20	12	23	0	3	6	6	0	0	23	0	0	0	12	0	10	0	0	0	1	1	5	0	10	15	3	6
広島県	広島市	○	○			○	○	○							○						○						○		○	○	○	
広島県	呉市	○		○		○	○	○							○				○										○	○		
広島県	竹原市	○	○			○	○	○							○						○						○					○
広島県	三原市	○	○			○		○			○	保護者連絡チャネル（すぐーる）にて案内及び申請書を配信。 入学前支給については、就学時健康診断の案内に同封して発送。			○				○										○	○		
広島県	尾道市	○	○	○		○	○	○							○				○											○		
広島県	福山市	○	○			○		○			○	・子育て関連の案内冊子に制度を記載 ・個人懇談、家庭訪問等で制度を周知			○				○								○		○			
広島県	府中市	○		○			○	○							○				○													○
広島県	三次市	○	○	○		○		○		○					○						○						○			○		
広島県	庄原市					○	○	○							○				○											○		
広島県	大竹市	○	○				○	○		○	○	各地区の民生委員協議会に出席し、民生委員に対し制度の説明および周知を行い、協力を依頼している。 次年度新一年生の保護者に対し、案内を郵送した。			○						○								○			
広島県	東広島市	○	○	○		○	○	○			○	市の他部署が運営する子育て支援アプリへの掲載			○										○	新入学学用品費の入学前支給分は、希望者が教育委員会へ提出。その他の申請は、希望者が学校へ提出。			○	○	○	
広島県	廿日市市	○	○			○		○							○						○								○	○		
広島県	安芸高田市		○	○		○		○			○	子育て支援に関するパンフレット等に制度概要を掲載			○				○										○	○		
広島県	江田島市	○	○			○		○							○				○								○		○	○	○	
広島県	府中町	○	○	○		○	○	○		○					○						○								○	○		○
広島県	海田町	○	○	○		○		○							○						○									○		
広島県	熊野町		○	○		○		○							○						○								○			○
広島県	坂町	○			○		○	○			○	福祉部局（民生課、福祉事務所）に依頼し、母子、父子家庭、生活困窮相談等の相談があった場合には、制度の案内をしてもらい、詳細については、教育委員会で説明を受けるように、聞いてもらっている。			○				○													○
広島県	安芸太田町					○	○	○							○						○									○		
広島県	北広島町		○	○		○		○							○				○											○		
広島県	大崎上島町					○	○	○							○				○													
広島県	世羅町					○		○							○						○											○
広島県	神石高原町	○				○		○							○				○													

		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																						
		令和4年7月時点の貴市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																																						
都道府県	市町村名	＜小学校＞ （1）実施・検討状況について						＜小学校＞ （2）（1）のカの内容	＜小学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）								＜小学校＞ （5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるものの全てに○）											＜小学校＞ （6）（5）のコの内容	＜小学校＞ （7）（4）でア、イ、ウ、エの場合の ①周知時期、 ②申請期日、 ③（ア）の場合）支給時期	＜小学校＞ （8）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるものの全てに○）						＜小学校＞ （9）（8）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他（内容を（2）に記入してください。）		ア．令和3年度（令和4年度新入学分）以前	イ．令和4年度（令和5年度新入学分）	ウ．令和5年度（令和6年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ．その他（内容を（7）に記入してください。）			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他（内容を（9）に記入してください。）	
23	23	22	0	1	0	0	0	0	21	1	0	0	0	0	0	0	0	1	11	10	0	7	10	8	3	5	3	2	0	2	7	7	0	0	0	1	0	0	0
広島県	広島市	○							○										○						○														
広島県	呉市	○							○											○		○		○		○													
広島県	竹原市	○							○										○				○								○	就学時健康診断の際に教育委員会が実施会場で案内を配布している。							
広島県	三原市	○							○									○				○	○								○	駅前電光掲示板に掲載（昨年度は故障のため実施せず）、就学時健康診断の案内にチラシを同封して発送							
広島県	尾道市	○							○											○		○	○	○	○														
広島県	福山市	○							○										○			○	○	○															
広島県	府中市	○							○										○					○															
広島県	三次市	○								○									○											○									
広島県	庄原市	○							○										○								○												
広島県	大竹市	○							○											○		○	○	○				○		○									
広島県	東広島市	○							○											○		○		○							○	市の他部署が運営する子育て支援アプリへの掲載							
広島県	廿日市市	○							○											○			○								○	就学時健康診断の案内とともに案内を送付							
広島県	安芸高田市	○							○											○					○	○													
広島県	江田島市	○							○										○			○	○			○	○	○											
広島県	府中町	○							○										○					○															
広島県	海田町	○							○										○				○	○															
広島県	熊野町	○							○										○				○								○	就学時健康診断の案内の書類とともに配付							
広島県	坂町	○							○											○											○	就学時健康診断の当日受付窓口で配布							
広島県	安芸太田町	○							○										○												○	就学時健康診断の結果通知と共に保護者へ送付							
広島県	北広島町	○							○											○			○			○													
広島県	大崎上島町			○																															○				
広島県	世羅町	○							○											○							○												
広島県	神石高原町	○							○											○						○													

都道府県	市町村名																											3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について（準要保護）							
																												（1） 当てはまるもの１つに○をしてください。							（2） （1）のキの内容
		＜中学校＞ （1） 実施・検討状況について						＜中学校＞ （2）（1）のカの内容	＜中学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）									＜中学校＞ （5）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○）						＜中学校＞ （6） （5）のエ及びオの内容	ア．従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ．新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ．相談があった場合、事例に応じて個別に支援	エ．就学援助制度以外の経済的支援により対応	オ．新たに認定基準等を整備することを検討中	カ．そもそも対象者がいない	キ．その他（内容を（2）に記入してください。）	
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学用品や入学前その費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他（内容を（2）に記入してください。）		ア．令和3年度（令和4年度新入学分）以前	イ．令和4年度（令和5年度新入学分）	ウ．令和5年度（令和6年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他（内容を（6）に記入してください。）											
23	23	22	0	1	0	0	0	0	21	1	0	0	0	0	0	0	0	1	12	9	0	0	0	1	0	0	0	8	3	8	0	0	1	3	4
広島県	広島市	○							○										○									○							
広島県	呉市	○							○											○								○							
広島県	竹原市	○							○										○											○					
広島県	三原市	○							○									○											○						
広島県	尾道市	○							○										○														○		
広島県	福山市	○							○										○									○							
広島県	府中市	○							○										○											○					
広島県	三次市	○								○									○									○							
広島県	庄原市	○							○										○									○							
広島県	大竹市	○							○											○										○					新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生活福祉資金特例貸付を受けた世帯を認定
広島県	東広島市	○							○											○								○							
広島県	廿日市市	○							○											○														○	令和4年度からは通常の基準で認定
広島県	安芸高田市	○							○											○								○							
広島県	江田島市	○							○										○											○					
広島県	府中町	○							○										○									○							
広島県	海田町	○							○										○															○	令和3年度以降は認定基準を設けず、昨年度の世帯所得をもとに認定。
広島県	熊野町	○							○										○										○						
広島県	坂町	○							○											○										○					
広島県	安芸太田町	○							○										○											○					
広島県	北広島町	○							○											○									○						
広島県	大崎上島町			○																				○						○					
広島県	世羅町	○							○											○														○	特に対応していない。
広島県	神石高原町	○							○											○										○					

		4. 就学援助制度の模倶規定・認定基準について																						5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について										6. 就学援助率
		(3) 令和4年度当初における準要保護の認定基準(該当するもの全てに○)																			(4) (3)でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数(倍率)		(5) (3)でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)				4. (3)でソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和4年4月以降の対応										
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)(例:生活保護費の1.3倍、1.5倍(455万円)等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)(例:生活保護の1.3倍の額(394万円)、1.5倍(455万円)等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの(係数(倍率)を(4)に記入してください。記入例はコメント欄参照)	ツ. 市区町村民税(所得割)又は均等割課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの(例:課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等)(係数および目安額を(5)に記入してください。)	テ. その他(内容を(6)に記入してください。)	係数(倍率)	係数(倍率)	(6) (3)で手と回答した場合、その他の基準の内容	(7) 補足事項	(1) 令和4年4月以降、準要保護の認定基準として見直し後の生活保護基準を認定基準に反映させるか。		(2) (1)にて「ア. 反映させる(新たな認定基準に更新)」と回答した場合、令和4年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。					(3) (2)でエとした場合のその内容	(4) (1)でイ. 反映させないとした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		令和3年度
																								ア. 反映させる(新たな認定基準に更新)	イ. 反映させない(従前の認定基準を継続)	ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。(見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など)	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない(準要保護者がいない、影響を受ける所得層の準要保護者がいない等)	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ. その他((3)に内容を記載してください。)		年	月	
		倍																			倍	倍														
23	23	21	21	20	20	20	22	4	2	15	17	6	4	7	12	8	7	7	0	9	22	0	9	0	4	11	3	1	0	1	1	11	11	
広島県	広島市	○	○	○	○	○	○								○		○			○	1		・世帯の収入が激減した場合、直近3か月分の給与と直近の賞与を1年分の収入として換算し、審査用所得から2割減かつ、認定基準額を下回っていれば、認定としている。 ・雇用保険を受給しており、受給満了期間が当該年度を含んでいること。雇用保険受給者以外の世帯員については、別途所得審査を行っている。		○		○							30%未満
広島県	呉市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○				1.1				○							平成29	4	15%未満
広島県	竹原市	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○			○			1.5													20%未満
広島県	三原市	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○		○	1.3		雇用保険の失業等給付を受けている者											25%未満
広島県	尾道市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○			○			1.3													20%未満
広島県	福山市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○				1.3					○						平成24	4	15%未満
広島県	府中市	○	○		○	○	○								○					○			特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額に基づき、収入額及び需要額を算定し、収入額が需要額のおおむね1．3倍を超えない世帯。											20%未満
広島県	三次市	○	○	○		○	○			○	○			○		○					1.3				○		○							15%未満
広島県	庄原市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○			○		○	1.5		その他世帯の状況等により、教育委員会又は民生委員児童委員が特に援助が必要な状態であると認める方。											20%未満
広島県	大竹市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.24				○		○			○(公表値算定の際はア)	R2.10の見直しの際に、影響を受けないよう係数を要綱改正したため、R4以降もそれに基づき認定している。				25%未満
広島県	東広島市		○	○	○	○	○				○					○					1.3					○						平成25	8	15%未満
広島県	廿日市市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○				1.25					○						平成29	3	25%未満
広島県	安芸高田市	○	○	○	○	○	○			○	○						○			○	1.3		保護者の死亡或いは災害に遭った場合等			○						平成24	12	15%未満
広島県	江田島市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○				○			1.3													25%未満
広島県	府中町	○		○	○	○	○								○		○			○	1.2		雇用保険の失業給付を受けている者、災害・死亡・失業・新型コロナウイルスの影響等により、家計に著しい影響を受けた者			○						平成24	12	20%未満
広島県	海田町	○	○	○	○		○									○				○	1.1		保護者の死亡や、災害にあうなど、特別な事情			○						平成20	4	20%未満
広島県	熊野町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○				○	1.1		雇用保険の失業給付者、新型コロナウイルスの影響による収入激減			○						平成24	12	20%未満
広島県	坂町																○				1.3					○						平成17	4	20%未満
広島県	安芸太田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○		○	1.3		生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める者											20%未満
広島県	北広島町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○					1.3				○			○						20%未満
広島県	大崎上島町	○	○				○					○	○	○		○					1.3					○						平成24	12	15%未満
広島県	世羅町	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○		○					1.3					○						平成24	12	25%未満
広島県	神石高原町	○	○	○	○	○	○			○	○							○			1.5													15%未満

都道府県	市町村名	7. 令和4年度準要保護就学援助額 1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） （1） 費目毎の援助額 学用品費 費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	新入学児童生徒学用品費等 費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	通学費 費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	修学旅行費 費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	（5）補足事項
23	23	23	0	0	2	2	2	21	21	1	2	23	0	0	0	0	0	23	23	0	0	9	9	9	0	0	0	0	0	0	0	23	13	13	11	11	11	0	0	0	1	15
広島県	広島市	○						○	11,630			○						○	51,060			○	○	305								○	○	7,092	○	28,100	7,092					小学校1年生については、通学用品費を支給していない
広島県	呉市	○						○	11,630			○						○	51,060			○	○	0								○			○	29,500	25,709					「通学費」実績なし
広島県	竹原市	○						○	11,630			○						○	51,060													○			○	28,400	28,400					「体育実技用具費」「オンライン学習通信費」実績なし
広島県	三原市	○						○	11,630			○						○	51,060			○	○	0								○			○	28,300	27,108					通学費・校外活動費（宿泊を伴わないもの）について、実績なし。
広島県	尾道市	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	0								○	○	30,353								通学費：令和3年度支給実績なし
広島県	福山市	○						○	11,630			○						○	51,060													○			○	50,000	31,931					
広島県	府中市	○						○	11,640			○						○	51,110			○	○	0								○	○	32,514								「通学費」実績なし
広島県	三次市	○						○	15,500			○						○	54,060			○	○	0								○	○	28,300								「通学費」及び「校外活動費（宿泊を伴うもの）」は実績なし。
広島県	庄原市	○						○	13,900			○						○	51,060			○	○	0								○	○	27,812								「通学用品費」は「学用品費」に含めて支給。「学用品費」小学1年生11,630円/小学2～6年生13,900円 「体育実技用具費」「通学費」「校外活動費（宿泊を伴うもの）」は実績なし。
広島県	大竹市	○						○	12,600			○						○	54,060													○	○	24,905								
広島県	東広島市	○						○	※		1年生は11630円、 2～6年生は13900円	○						○	51,060			○	○	8,539								○			○	33,000	28,490					
広島県	廿日市市	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	32,538								○			○	30,455	25,374					
広島県	安芸高田市	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	26,180								令和4年度の予算単価で計上 通学用品費1年生は除く
広島県	江田島市	○			○	11,630	11,630					○						○	56,020													○	○	33,000								実費の費目については、令和4年度当初予算に計上した単価を記入しています。 新入学児童生徒学用品費等の単価は、「要保護児童生徒援助費補助金・被災児童生徒就学支援等事業の令和4年度概算要求（案）」を参考に決定しています。
広島県	府中町	○						○	11,630			○						○	51,060													○	○	30,873								町立学校以外（町外、私立等）に通学する児童の修学旅行費、校外活動費は令和元年度のそれぞれの支給額である32,478円、6,639円を上限額とする（新型コロナウイルス、GoToトラベル等の影響により各学校の費用にばらつきが見込まれるため）
広島県	海田町	○						○	11,630			○						○	51,060													○			○	30,000	24,655					
広島県	熊野町	○						○	11,630			○						○	51,060													○	○	32,821								
広島県	坂町	○						○	11,630			○						○	51,060													○	○	36,830								
広島県	安芸太田町	○						○	11,630			○						○	51,060													○			○	21,890	16,172					「校外活動費」実績なし
広島県	北広島町	○			○	11,630	10,936					○						○	54,060													○			○	22,690	21,845					「体育実技用具費」「校外活動費（宿泊を伴うもの）」実績なし
広島県	大崎上島町	○						○	11,640			○						○	54,060													○	○	28,062								「校外活動費（宿泊を伴うもの）」「校外活動費（宿泊を伴わないもの）」「医療費」実績なし
広島県	世羅町	○						○	※	○	※	○						○	51,060													○			○	22,690	0				※	・学用品費と通学用品費は「学用品費・通学用品費」という費目で支払い。 ・学用品費・通学用品費は小学1年生11,630円、小学2年～6年生13,900円。 ・修学旅行が新型コロナウイルス感染の拡大により、次年度に延期になったため実績なし。
広島県	神石高原町	○						○	11,630			○						○	51,060													○	○	45,566								

都道府県	市町村名	（2） 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																									7. その他
		（1） 費目毎の援助額																																								（5）補足事項	就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する貴市町村の取組・対応について、これまでの回答への補足があればご記入ください。
		学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費											
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項		
23	23	23	0	0	2	2	2	21	21	1	2	23	0	0	0	0	0	23	23	0	0	9	9	9	0	0	0	0	0	0	0	23	13	13	11	11	11	0	0	0	0	16	2
広島県	広島市	○						○	22,730			○						○	60,000			○	○	547								○	○	11,383	○	53,600	11,383					中学校1年生については、通学用品費を支給していない	
広島県	呉市	○						○	22,730			○						○	60,000			○	○	0								○			○	59,500	51,886					「通学費」「校外活動費（宿泊を伴うもの）」実績なし。	
広島県	竹原市	○						○	22,730			○						○	60,000													○			○	60,910	60,910					「体育実技用具費」「校外活動費（宿泊を伴うもの）」実績なし	
広島県	三原市	○						○	22,730			○						○	60,000			○	○	0								○			○	57,290	36,856					通学費，校外活動費（宿泊を伴わないもの）について，実績なし。	
広島県	尾道市	○						○	22,730			○						○	60,000			○	○	0								○	○	46,644								通学費：令和3年度支給実績なし	
広島県	福山市	○						○	22,730			○						○	60,000													○			○	75,000	48,791						
広島県	府中市	○						○	22,740			○						○	57,980			○	○	0								○	○	60,417								「通学費」「校外活動費（宿泊を伴うもの）」実績なし	
広島県	三次市	○						○	27,310			○						○	60,000			○	○	17,990								○	○	46,420								「校外活動費(宿泊を伴うもの)」は実績なし。	
広島県	庄原市	○						○	25,000			○						○	60,000			○	○	0								○	○	38,466								「通学用品費」は「学用品費」に含めて支給。「学用品費」中学1年生22,730円/中学2～3年生25,000円 「体育実技用具費」「通学費」「校外活動費（宿泊を伴うもの）」は実績なし。	生活保護担当課、児童福祉担当課、民生委員・児童委員担当課等の相談業務や会議の中で、 就学援助制度の案内など、他部署と、連携をとっています。
広島県	大竹市	○						○	23,340			○						○	60,000													○	○	50,032									
広島県	東広島市	○						○	※		1年生は22730円、2、3年生は25000円	○						○	60,000			○	○	8,695								○			○	73,500	59,136						
広島県	廿日市市	○						○	22,730			○						○	60,000			○	○	84,719								○			○	60,910	50,898						
広島県	安芸高田市	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	69,260								令和4年度の予算単価で計上 通学用品費 1年生は除く	
広島県	江田島市	○			○	22,730	22,730					○						○	69,260													○	○	60,000								実費の費目については，令和4年度当初予算に計上した単価を記入しています。 新入学児童生徒学用品費等の単価は，「要保護児童生徒援助費補助金・被災児童生徒就学支援等事業の令和4年度概算要求(案)」を参考に決定しています。	
広島県	府中町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	56,092								町立学校以外（町外、私立等）に通学する生徒の修学旅行費、校外活動費は令和元年度のそれぞれの支給額である54,685円、6,165円を上限額とする（新型コロナウイルス、GoToトラベル等の影響により各学校の費用にばらつきが見込まれるため）	
広島県	海田町	○						○	22,730			○						○	60,000													○			○	60,000	11,171						
広島県	熊野町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	57,442								校外活動費（宿泊を伴う・伴わない）令和3年度実績無し	
広島県	坂町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	60,910									教育委員会、学校現場では経済的に困窮な状況にある児童生徒の現状が把握しにくいため、 生活保護、生活困窮者、母子、父子家庭の支援を行う部署と連携し、役割分担を行い支援を行う。 申請が提出されての認定、支給であるが、救済されるべき困窮世帯については、 申請が提出されているか、遅れていないか、遅れていないかを学校に確認し、 申請を促し、確実に提出させている。また、困窮世帯の保護者は、行政の手続き等に苦手意識があり、 申請をやめてしまったり、できない人が多い傾向にあるため、記入の仕方や、 提出方法がわからない時は、役場に来るように周知し、対応してきたので、 自ら、手続きが困難な時は、来庁し、申請を必ず行うようになった保護者が増えてきた。
広島県	安芸太田町	○						○	22,730			○						○	60,000													○			○	60,910	0					「修学旅行費」「校外活動費」「医療費」実績なし	
広島県	北広島町	○			○	22,730	22,561					○						○	60,000													○			○	60,910	39,428					「校外活動費（宿泊を伴うもの）」実績なし	
広島県	大崎上島町	○						○	22,740			○						○	60,000													○	○	64,346								「校外活動費（宿泊を伴うもの）」「校外活動費（宿泊を伴わないもの）」「医療費」実績なし	
広島県	世羅町	○						○	※	○	※	○						○	60,000													○			○	60,910	50,340					・学用品費と通学用品費は「学用品費・通学用品費」という費目で支払い。 ・学用品費・通学用品費は中学1年生22,730円、中学2・3年生25,000円。 ・宿泊を伴う校外活動の実施が無かったため実績なし。	
広島県	神石高原町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	63,038									